

第一六回

参第一二号

租税特別措置法の一部を改正する法律（案）

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の六第一項各号列記以外の部分中「取引に因る収入金額」の下に「（第四号に掲げる取引の場合にあつては、当該取引に係る物品をさらに他の者に委託して加工させたことに因りその加工した者に支払う金額があるときは、その支払う金額に相当する金額を控除した金額）」を加え、同項第四号中「輸出業者」の下に「その他命令で定める者」を加える。

第七条の六第五項中「又は輸出業者」の下に「その他命令で定める者」を加える。

第七条の七第一項中「取引に因る収入金額」の下に「（同項第四号に掲げる取引の場合にあつては、当該取引に係る物品をさらに他の者に委託して加工させたことに因りその加工した者に支払う金額があるときは、その支払う金額に相当する金額を控除した金額）」を加え、同条第五項中「又は輸出業者」の下に「その他命令で定める者」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

青色申告書を提出する個人及び法人が行う輸出のための物品の加工についての所得の計算に関する特例の適用範囲を拡張する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。